

杉戸町立小中学校再編計画
(素案)

令和4年3月

杉戸町教育委員会

目 次

1	はじめに	3
2	再編計画策定までの経過等	4
3	町立小・中学校の現状	6
4	学校再編を進めるうえでの基本的な考え方	8
5	学校再編の手法	9
6	杉戸町立小中学校の適正規模・適正配置の基準	1 1
7	基本方針の適正規模の基準から外れる町立学校	1 2
8	具体的な学校再編計画について	1 2
9	学校再編の進め方	1 3
1 0	学校再編によって生じる課題への対応	1 5
1 1	通学区域等審議会が出された他の意見について	1 6

1 はじめに

近年、少子高齢化の進行、国際化、高度情報化の進展など、社会全体が急速に変化する中、政治・経済をはじめ、さまざまな分野で大きな改革が進められており、教育を取り巻く環境も日々大きく変化しています。

とりわけ少子化に伴う、児童・生徒数の減少は、当町においても例外ではなく、学校の小規模化に伴う教育的デメリット及び学校運営上の課題の顕在化が懸念されています。少子化に対応した学校規模の適正化は当町を含め全国的に大きな課題となっており、学校設置者である各自治体には、より良い教育環境を子供たちに提供できるよう主体的な検討を行うことが求められています。

このことから、町教育委員会では児童・生徒がより良い教育環境で学ぶことができるようにするため「杉戸町立小中学校再編計画」の策定に着手し、学識経験者や各関係機関の代表者などを委員とした「杉戸町立小中学校通学区域等審議会（以下この計画では「通学区域等審議会」という。）」を設置しました。

通学区域等審議会へは、初めに学校再編を検討する際の基準となる「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置について」の諮問を行い、令和3年5月に答申を頂きました。頂いた答申をもとに同年7月には町教育委員会にて「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を決定し、続けて、決定した基本方針で定めた学校の適正規模・適正配置の基準に基づく「杉戸町立小中学校の再編計画」について改めて諮問を行いました。

この度、令和4年3月15日付にて「杉戸町立小中学校の再編計画について」の答申を頂きましたので町教育委員会は、通学区域等審議会での議論や答申の内容を真摯に受け止め、これを尊重しつつ、更に検討を加え学校再編計画を策定いたしました。

次代を担う子どもたちの健全な成長のため、今後、保護者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、学校再編計画を進めてまいります。

2 再編計画策定までの経過等

- 通学区域等審議会の設置（令和2年4月1日）
- 杉戸町教育委員会から通学区域等審議会に「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置について」の諮問（令和2年8月21日）
- 第1回審議会（令和2年9月29日）
 - ・審議会規則に基づき、会長及び副会長を選出
 - ・現在の杉戸町立小中学校の現状を把握し、今後のスケジュールについて検討
- 第2回審議会（令和2年10月28日）
 - ・東中学校及び杉戸小学校を視察し、現在の教育環境を直接確認
 - ・保護者等への適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査の内容を検討
- 保護者等への適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査の実施
- 第3回審議会（令和3年1月19日）
 - ・適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査の結果報告
 - ※新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言発出により書面にて開催
- 第4回審議会（令和3年3月15日）
 - ・適正規模・適正配置の基準の検討
 - ・学校の適正規模・適正配置についての答申案の検討
- 第5回審議会（令和3年5月24日）
 - ・学校の適正規模・適正配置についての答申の最終審議
 - ・同日付けにて教育委員会に答申書提出
- 杉戸町教育委員会にて「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を決定（令和3年7月20日）

○杉戸町教育委員会から通学区域等審議会に「杉戸町立小中学校の再編計画について」の諮問（令和３年７月２１日）

○第６回審議会（令和３年８月２５日）

- ・学校再編計画（案）について検討

○第７回審議会（令和３年１０月２８日）

- ・学校再編計画（案）について再検討
- ・学校再編計画（案）についての保護者・地域住民を対象とした意見交換会の開催方法等について検討

○保護者・地域住民を対象とした意見交換会の開催

- | | | |
|-------------|-------------|--------|
| ①令和３年１１月１４日 | 東中学校体育館 | 保護者対象 |
| ②令和３年１１月２１日 | すぎとピア多目的ホール | 地域住民対象 |
| ③令和３年１２月１２日 | 高野台小学校体育館 | 保護者対象 |
| ④令和３年１２月１９日 | 西公民館多目的ホール | 地域住民対象 |

○第８回審議会（令和４年１月１４日）

- ・学校再編計画についての答申案の検討

○第９回審議会（令和４年３月１５日）

- ・学校再編計画についての答申の最終審議
- ・同日付けにて教育委員会に答申書提出

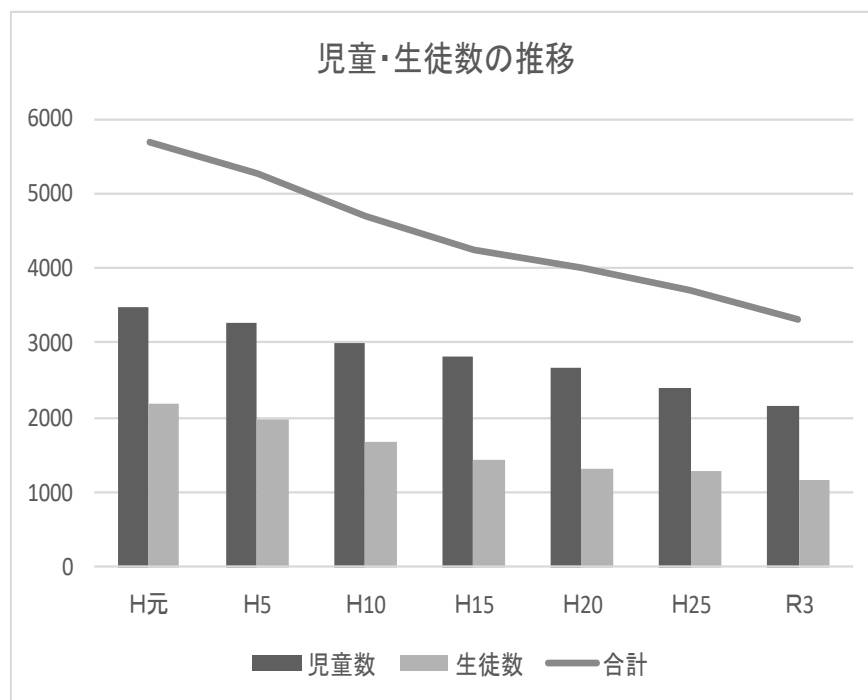
○杉戸町立小中学校再編計画（素案）に対するパブリックコメントの実施（令和４年４月１日から４月３０日まで）

3 町立小・中学校の現状

① 児童・生徒数の推移

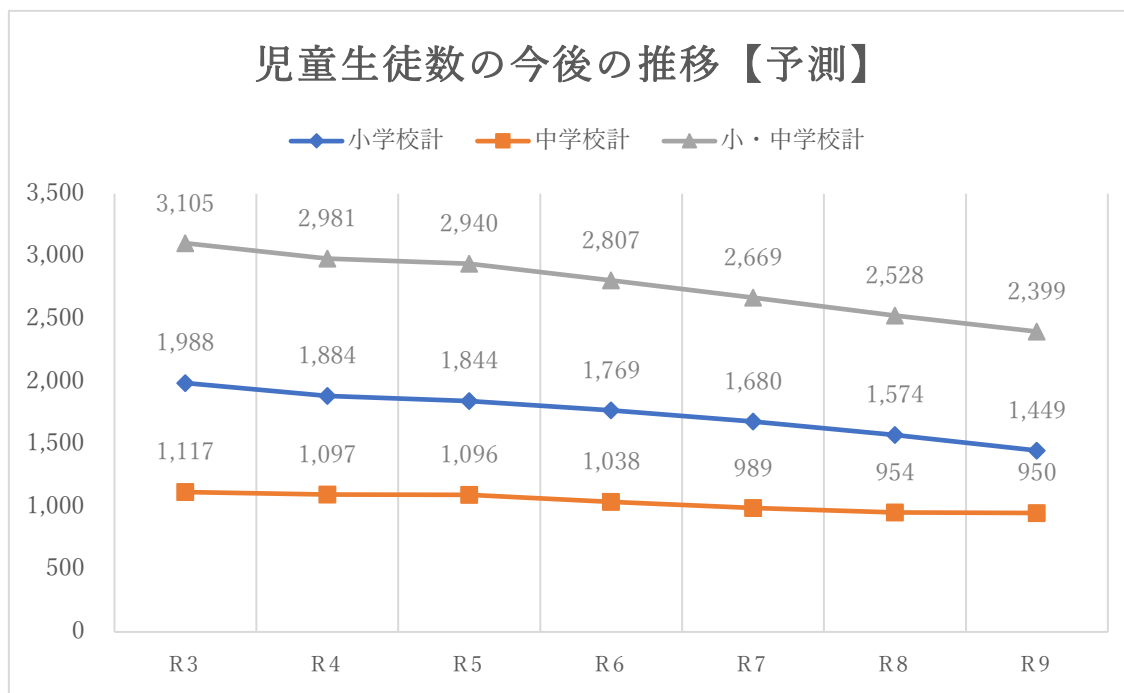
当町における児童・生徒数は、昭和58年度の6,775人をピークに、緩やかに減少し、令和3年度は3,105人となっています。ピーク時の約46%になり、半数以下にまで減少しています。

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	R3
児童数	3,487	3,273	3,002	2,803	2,674	2,401	1,988
生徒数	2,197	1,984	1,678	1,426	1,314	1,287	1,117
合計	5,684	5,257	4,680	4,229	3,988	3,688	3,105



② 児童・生徒数の将来推計

人口減少と少子高齢化の流れは、今後も継続すると思われ、児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化はさらに進行すると考えられます。



令和3年5月1日現在 単位：人							
学校名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
杉戸小学校	654	618	616	592	560	504	459
杉戸第三小学校	220	213	220	214	204	184	176
西小学校	293	288	277	288	269	271	254
杉戸第二小学校	432	412	407	378	359	338	304
泉小学校	131	119	102	87	82	75	63
高野台小学校	258	234	222	210	206	202	193
小学校計	1,988	1,884	1,844	1,769	1,680	1,574	1,449
杉戸中学校	690	694	693	636	604	566	569
東中学校	111	90	82	75	70	61	56
広島中学校	316	313	321	327	315	327	325
中学校計	1,117	1,097	1,096	1,038	989	954	950
小・中学校計	3,105	2,981	2,940	2,807	2,669	2,528	2,399

③ 児童生徒数・学級数の現状と今後の推移

令和３年度現在の学級と児童生徒数の将来推計をもとにした令和９年度の学級数は次のとおりです。児童生徒数の減少に伴い学級数も減少することが予想されます。

令和３年５月１日現在 単位：人							
学校名		令和３年度			令和９年度		
		児童生徒数	普通学級数	特別支援学級数	児童生徒数	普通学級数	特別支援学級数
小 学 校	杉戸小学校	654	19	3	459	16	1
	杉戸第三小学校	220	8	1	176	6	1
	西小学校	293	11	1	254	10	1
	杉戸第二小学校	432	13	2	304	12	1
	泉小学校	131	6	2	63	6	1
	高野台小学校	258	11	2	193	8	1
	合 計	1,988	68	11	1,449	58	6
中 学 校	杉戸中学校	690	18	3	569	15	2
	東中学校	111	4	1	56	3	1
	広島中学校	316	9	2	325	9	2
	合 計	1,117	31	6	950	27	5

４ 学校再編を進めるうえでの基本的な考え方

町教育委員会では次の３つの項目を基本として学校再編計画を検討することとしました。

① 児童・生徒にとってより良い教育環境の提供

児童・生徒が安心して豊かに学ぶことができる環境を整えるため、学校施設・設備を充実させ、その環境を活かして望ましい学習・集団活動が形成されることを優先して学校再編を進めていく。

② 持続的・安定的な教育の推進

教育体制や学校施設の良好な水準が、将来に渡って維持・改善できるように、長期的な視野に立って、統廃合を含めた校区の弾力的な見直しによる学校規模の適正化を進めていく。

③ 地域と学校との関わりに配慮

地域が学校を支え学校が地域の核となる、学校と地域社会とのつながりや果たしてきた役割などに配慮しつつ小学校区単位を基本として適正化を進めていく。

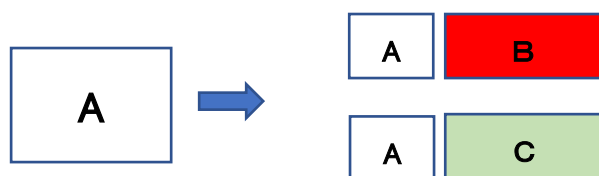
5 学校再編の手法

「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（令和３年７月２０日町教育委員会決定）」で定めた適正規模・適正配置の基準から外れた学校については、以下の手法を参考に地域の実情に応じた再編を検討します。

① 学校の統合

隣接する学校との統合により適正規模が確保できる場合は、学校の統合を検討する。

１）分離統合 統合予定校のうち１校を分割し、それぞれ他の学校に統合する。



２）編入統合 統合予定校のうち１校を残し、他の学校を当該学校に統合する。



３）新設統合 統合予定校すべてを廃校とし、新たな学校として設置する。



② 学校区の見直し・通学区域の弾力的運用

隣接する学校との通学区域の見直しにより、双方の学校で適正規模が確保できる場合は、学校区の見直しを検討する。一定の条件を満たす場合には校区外への通学を可能とし、学校規模の適正並びに個人の教育環境の改善に結びつけるよう、通学区域の弾力的運用を検討する。

【参考】 指定された学校以外に通学したい場合の対応

杉戸町教育委員会では保護者の方から個々の事情をお伺いし「指定学校変更及び区域外就学に係る承諾基準」に照らして特別な事情があると教育委員会が判断した場合に指定された学校以外の学校への通学を認めており、現時点においても通学区域の弾力的運用を一部実施しています。

（承諾基準の一例）

- ・心身の状況により指定校に通学することが困難な場合（医師の診断書等を要す）
- ・教育的配慮を必要とする場合（いじめ、不登校等）
- ・中学校における部活動を理由とする場合

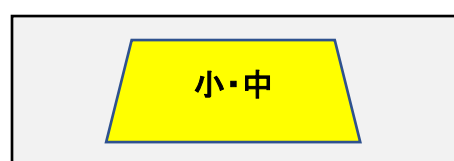
③ 特認校制度

統合が難しい場合には、学校の特徴を活かして校区外の町内全域からの入学を認める特認校制度の導入を検討する。

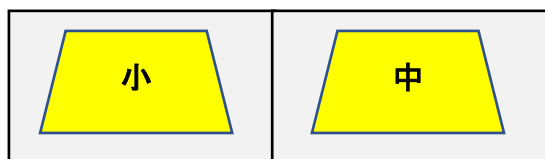
④ 小中一貫校

小学校と中学校を一体的又は連携させた9年間の教育を行い、従来であれば中学校段階の教育の特徴とされてきた慣習的制度（定期考査、校則、部活動等）が小学校段階に早期化されている場合が多く、小中学校間の境を解消させるねらいもある。施設の形態によって特徴がある。

- 1) 施設一体型 小学校と中学校を同じ校舎にしたもの



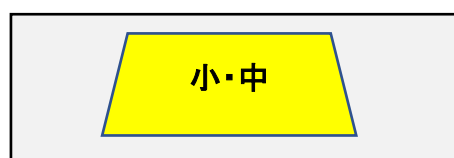
2) 施設隣接型 小学校と中学校の校舎が隣接したもの



3) 施設分離型 小学校と中学校が別の場所にあるもの



4) 義務教育学校 9年間の課程を一体化させた新たな学校種である



6 杉戸町立小中学校の適正規模・適正配置の基準

「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（令和3年7月20日町教育委員会決定）」では学校の適正規模及び適正配置の基準は次のとおりとなっています。

適正規模の基準

【小学校の望ましい規模】 12学級から18学級

【中学校の望ましい規模】 9学級から18学級

適正配置の基準

【小学校の通学距離】 おおむね4km 以内

【中学校の通学距離】 おおむね6km 以内

【通学時間】 おおむね1時間以内

7 基本方針の適正規模の基準から外れる町立学校

令和3年度及び令和9年度（予測）において、基本方針の「適正規模の基準」から外れる学校は以下のとおりとなります。

各小中学校の学級数（令和3年5月1日現在）

令和3年度（1～2学年35人学級）

杉戸小学校 19学級

杉戸第三小学校 8学級

西小学校 11学級

杉戸第二小学校 13学級

泉小学校 6学級

高野台小学校 11学級

令和9年度（全学年35人学級）

杉戸小学校 16学級

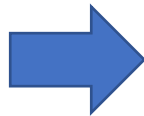
杉戸第三小学校 6学級

西小学校 10学級

杉戸第二小学校 12学級

泉小学校 6学級

高野台小学校 8学級



令和3年度（全学年40人学級）

杉戸中学校 18学級

東中学校 4学級

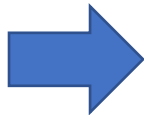
広島中学校 9学級

令和9年度（全学年40人学級）

杉戸中学校 15学級

東中学校 3学級

広島中学校 9学級



8 具体的な学校再編計画について

「4. 学校再編を進めるうえでの基本的な考え方」に基づき、再編の対象となる各学校について「5. 学校再編の手法」のそれぞれの手法から各学校や地域の実情に応じて最も適した手法を選択する。

① 杉戸第三小学校 → 存続

- ・小学校については防災拠点や地域コミュニティの核となっていることから、地域と学校の関わりに配慮し、存続とする。
- ・存続にあたっては、小規模特認校制度の導入を検討する。
- ・今後も児童数の減少が続いた場合、将来的には再編の検討をする。

② 西小学校・高野台小学校 → **2校を統合**

- ・2校ともに小規模校化していく状況に鑑み、2校を統合する。
- ・統合校の校舎等については、施設の新しい高野台小学校の施設を利用する。
- ・統合校の学区については、これまでの地域と学校との関係を継続するため、西小学校及び高野台小学校の現在の学区とする。ただし、一定の条件を満たす場合については、通学区域の弾力的運用を検討する。

③ 泉小学校 → **存続**

- ・小学校については防災拠点や地域コミュニティの核となっていることから、地域と学校の関わりに配慮し、存続とする。
- ・存続にあたっては、小規模特認校制度の導入を検討する。
- ・今後も児童数の減少が続いた場合、将来的には再編の検討をする。

④ 東中学校 → **広島中学校と統合**

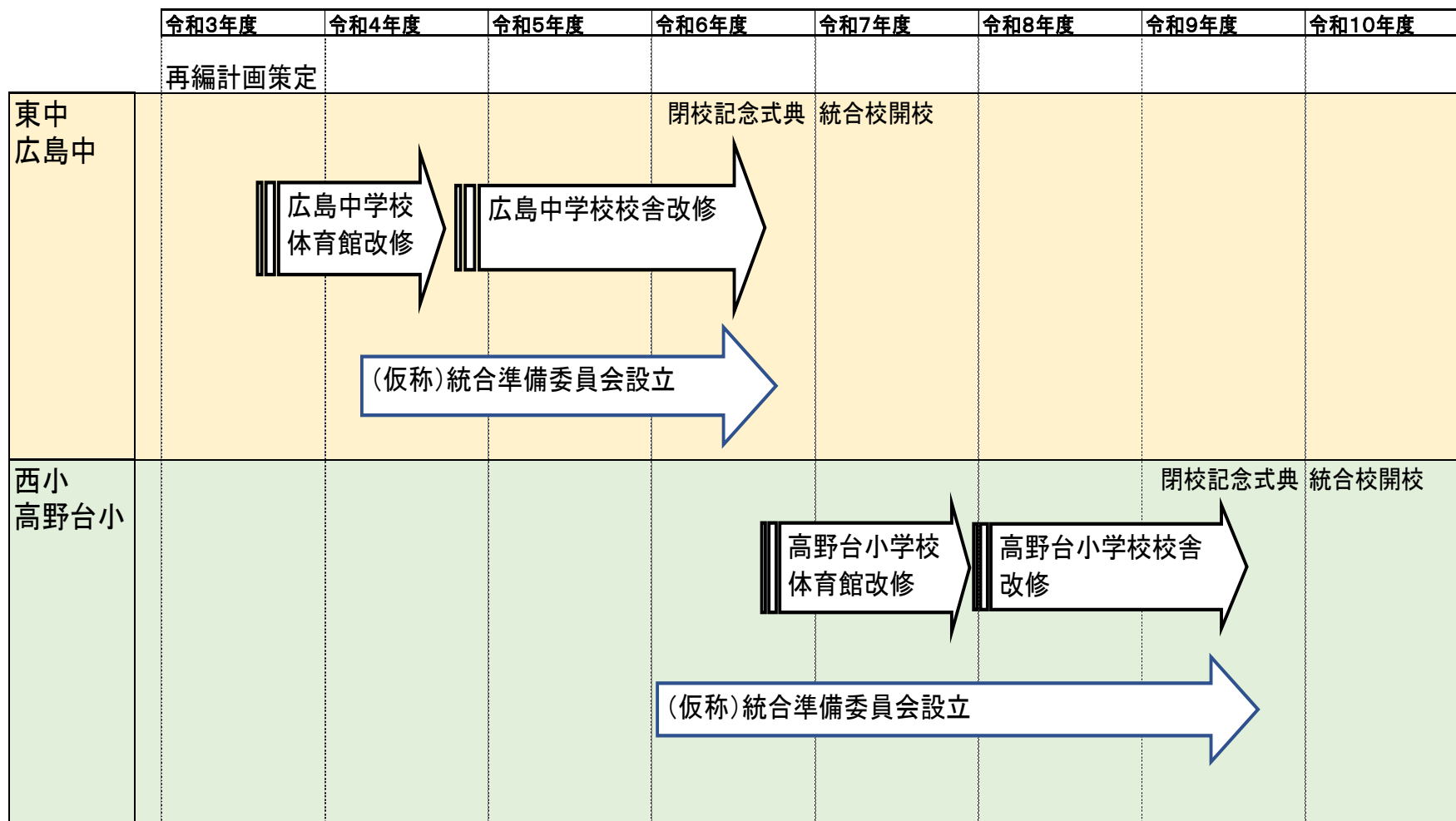
- ・泉小学校との小中一貫校化については、教員の免許外指導の可能性、クラス替えができない、部活動の選択肢が少ないといった問題が解決しないことや9年間同じ児童・生徒と過ごすことになり、高校進学時に大きなギャップが生じる懸念があることから採用せず、中学校同士の統合とする。
- ・距離の一番近い広島中学校との統合とし、統合校の校舎等については、広島中学校の施設を利用する。

9 学校再編の進め方

統合の実施については、統合先の校舎等の改修が必要になる可能性があることから小規模校化の度合いの大きい東中学校と広島中学校の統合を優先して行い、次に西小学校と高野台小学校の統合を実施することとします。

なお、小学校、中学校とも統合校を創設するには、学校施設の改修、制服（中学校）、校名の決定、教育方針の決定、通学方法の検討等様々な準備が必要であり、この準備に相当な時間を要することが見込まれる。そのため円滑な学校統合が進むよう早期に「(仮称) 統合準備委員会」を立ち上げ、計画を立てて準備を進めていく必要があります。

学校再編スケジュール



※統合準備委員会では、統合校の校名、校則、制服、学校行事などを検討する。

10 学校再編によって生じる課題への対応

令和3年11月から12月にかけて保護者や地域住民を対象とした「学校再編計画（案）についての意見交換会」を合計4回開催し、具体的な学校再編案について御意見を伺いました。意見交換会では保護者を中心に学校再編により通学距離が延びることや児童・生徒の心の問題等への対応が意見として多く出されました。意見交換会での結果を踏まえ、学校再編によって生じる課題への対応を次のようにまとめました。課題解決のためには学校統合までの準備期間に（仮称）統合準備委員会等において、対象となる保護者等の十分な意見集約が必要になります。

① 通学手段等

- 1) 学校再編により通学距離が適正距離の基準を超えることとなる児童・生徒については、対象となる児童・生徒の保護者から意向を確認したうえでスクールバスや町内巡回バス等の利用を検討することとします。
- 2) スクールバス等を利用する場合には、中学校においては部活動等の終了時間にも配慮したものとする事とします。
- 3) 学校再編に伴い新たに通学路を設定する際に通学上問題のある箇所がある場合には改善する手立てを講じるよう町の担当部局と連携を図ることとします。
- 4) 学校再編により町内の他の学校が最寄の学校となる場合には対象となる地域や保護者の意向を確認したうえで学校区の変更や弾力的運用について検討することとします。

② 児童・生徒に対する心のケア

- 1) 児童・生徒の不安を取り除くために各学校における統合に際しての事前指導及び統合する学校間相互の事前交流等を計画的に実施することとします。
- 2) 統合校に児童・生徒の不安や悩みに対応するためのスクールカウンセラー、さわやか相談員、学習指導員等を配置することとします。
- 3) 統合校の教職員構成については、統合前のそれぞれの学校の教職員が複数配置できるよう人事上の配慮を行うこととします。

③ 再編に関わる学校の施設・設備・予算

- 1) 既存の学校を統合校として利用するためには学校施設の改修が必要になることが考えられるため計画的に改修が進むよう早期に町の財政部局と調整を図ることとします。また、西小学校と高野台小学校の統合にあたっては

放課後児童クラブの統合についても検討し、その点も踏まえた学校施設の改修とすることとします。

2) 学校施設は災害時の避難所としての機能を有することから、学校の統合にあたっては、代替の避難所の確保等について町の担当部局と十分に調整することとします。

3) 学校を統合し新設校としてスタートさせるためには、校名の決定、校歌の制定等、統合準備の段階から様々な整備が必要となることが考えられるため、それに係る必要な予算の確保に努めます。

4) 新設校としてのスタートに伴い、児童・生徒の持ち物等の購入で極力、保護者の負担が増えないよう努めます。

④ 地域・保護者との関わり

1) 町内の各小中学校と関わって実施してきた町全体や各行政区の諸行事で学校再編により変更が必要となるものがある場合には、関係者による協議を進めることとします。

2) 町内各小中学校の学校支援組織で統合により再編が必要な組織については、漏れの無いよう準備の段階で洗い出し、関係者による再編整理を進めることとします。

1 1 通学区域等審議会が出された他の意見について

通学区域等審議会からの答申書には、審議会委員より出された2つの意見が参考意見として付記されていました。この2つの意見については、今後の児童・生徒数の推移を注視して、将来においても児童・生徒数の減少傾向が続くなどの場合には適切な時期に改めて検討を進めることとします。

通学区域等審議会が出された他の意見（答申書に付記）

1) 町内の児童・生徒が少なくなっていくという予測から長期的な視点に基づいて考えた場合、中学校については1校として予算や教職員を集中させたほうが子ども達にとってより良い教育が行えるのではないかと。

2) 現在の学区にとらわれることなく学区の変更も含めてもっと町全体の児童・生徒の学習の機会の均等が図られる計画を検討するべき。